国立大学法人秋田大学年俸制適用教員給与規程

平26年11月25日 規則第263号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。) 第29条第2項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学(以下「大学」という。)に勤務 する年俸制の適用を受ける職員(以下「年俸制適用職員」という。)の給与に関する事 項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法 (昭和22年法律第49号)、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第3条 この規程の適用を受ける年俸制適用職員は、職員就業規則第2条第1項第3号に 掲げる教育系職員(国立大学法人秋田大学職員給与規程及び国立大学法人秋田大学年俸 制適用外国人教員給与規程の適用を受ける外国人教員を除く。)のうち、教授、准教授、 講師及び助教の職にある者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 令和2年7月1日以後に採用された者
 - (2) 令和2年6月30日以前から雇用されていた職員のうち、年俸制適用職員への移行を希望した職員で、学長が認めた者

(定義)

- 第3条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 基本年俸 当該教員に適用される級及び号俸に応じ,年俸制適用職員基本年俸表(別表第1)に定める額
 - (2) 基本給 基本年俸の12分の1の額
 - (3) 業績年俸 業績給1及び業績給2を合計した額
 - (4) 業績給1 外部資金獲得加算額及び特別業績額
 - (5) 業績給2 期末·勤勉手当相当額

(給与の種類,計算期間及び支給日)

第4条 年俸制適用職員の給与の種類,計算期間及び支給日は,次の表に掲げるとおりと する。

| 給与の種類 | 計算期間 | 支 給 日 | | | |
|----------------------|--------------|---|--|--|--|
| (1)年俸 | | | | | |
| (イ) 基本給 (ロ) 業績給 1 | 一の月の初日から末日まで | その月の17日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15日(15日が休日に当 | | | |

| | | | たるときは、18日), その日が土曜日に当たるときは、16日) | | | | |
|----|--|--|---|--|--|--|--|
| | (n) 業績給 2 | | 6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日) | | | | |
| (2 | (2) 諸手当 | | | | | | |
| | (イ) 基本給の調整額,管理職 手当,医師調整手当,異動 保障手当,広域異動手当, 扶養手当,住居手当,単身 赴任手当,招へい手当,特 別貢献手当,衛生管理者等 手当及び寒冷地手当 | 一の月の初日から末日まで | その月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日) | | | | |
| | (中) 通勤手当 | 国立大学法人秋田大学職員 給与規程(以下「職員給与 規程」という。)第28条第 4項に規定する支給単位期 間 | 支給単位期間に係る最初の 月の17日(ただし、その日 が日曜日に当たるときは、 15日(15日が休日に当たる ときは、18日)、その日が 土曜日に当たるときは、16 日) | | | | |
| | (ハ) 放射線取扱手当,入学共 当(試験区分が大学入る。) 近まけれる。 近ま時派遣手当,新型コチン が、大学人の区分に限る。 が、大学人の区分に限る。 が、大学人の区分に表している。 のでは、数量が大力に限る。 が、大学人のでは、数量が大力に限る。 が、またいでは、数量がある。 は、数。 と、数量がある。 と、数。 と、。 と、。 と、。 と、。 と、。 と、。 と、。 と、。 と、。 と、 | 一の月の初日から末日まで | 翌月の17日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15日(15日が休日に当たるときは, 18日), その日が土曜日に当たるときは, 16日) | | | | |
| | (二) 入試手当 (試験区分が一般入試の区分に限る。) | 一の年度の4月1日から翌 年3月31日まで | 翌年度の4月17日(ただし, その日が日曜日に当たると きは,15日(15日が休日に 当たるときは,18日),そ の日が土曜日に当たるとき は,16日) | | | | |

2 年俸制適用職員が国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程(平成16年規則第57号。以下「勤務時間等規程」という。)第16条の2第1項の規定により付与された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項の表中「翌月の」とあるのは、「勤務時間規程第16条の2第1項の規定により超勤代替休暇が付与された日の属する計算期間の翌月の」とする。

(給与の支給等)

- 第5条 給与の支給方法等については、国立大学法人秋田大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第5条(給与の支払)、第6条(日割計算等)、第6条の2、第7条(非常時払い)、第8条(勤務1時間当たりの給与額の算出)、第9条(端数計算)、第10条(端数の処理)、第49条(給与の減額)及び第50条(本給の半減)の規定を準用する。
- 2 諸手当は、職員給与規程の例により支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(基本年俸)

- 第6条 別表第1に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務内容及びその級別の資格基準は、国立大学法人秋田大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準細則に定める教育系職員本給表(一)」という。)に準ずる。
- 2 第3条に定める者に採用時等に適用する年俸制適用職員基本年俸表の級及び号俸は、 教育系職員本給表(一)を適用して採用したものとみなした場合に決定される級及び号 俸とする。
- 3 年俸制適用職員が職員就業規則第10条又は第11条の規定により昇任又は降任等をした ときは、当該職員を上位の級に昇格又は下位の級に降格させることができる。
- 4 前項の規定により当該職員を昇格又は降格させた場合におけるその者の号俸は、教育 系職員本給表(一)に準じて決定する。

(業績年俸)

- 第7条 外部資金獲得加算額の額は、年俸制適用職員が外部資金を獲得し、間接経費として配分された額が、一の年度に500万円以上である場合はその額の100分の20、500万円未満である場合はその額の100分の10を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とする。
- 2 特別業績額の額は、別に定める。
- 3 期末・勤勉手当相当額の額は、職員給与規程第44条及び第45条の規定を準用して算出 した額とする。

(年俸の改定)

- 第8条 基本年俸は、毎年1月1日に改定することができる。
- 2 基本年俸の改定は、改定号俸数表(別表第2)に定める号俸数を加減した号俸とする。
- 3 前2項にかかわらず、当該職員の属する職務の級における最高号俸を超えて改定することはできない。
- 4 その他基本年俸の改定に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 業績年俸のうち外部資金獲得加算額及び特別業績額は、適宜改定することができる。

(休職者の給与)

第9条 休職者の給与は、次の表の休職の事由欄に掲げる場合に支給するものとし、給与 は、休職の事由に応じて同表に定める額とする。

| 休職の事由 | 休職者の給与 |
|---------------------------|---|
| (1) 心身の故障のため、長期 を要する場合 | の休養 (イ) 当該休職が業務上又は通勤によるものである場合は、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保 |

| | 険法 (昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」 という。) 第14条による休業補償給付を受ける 額に相当する額を除く額) を支給する。 |
|--|--|
| | (ロ) 当該休職が結核性疾患によるものである場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本給、基本給の調整額、業績給1、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当、住居手当及び寒冷地手当(以下この条において「基本給等」という。)のそれぞれ 100分の80を支給する。 |
| | (ハ) 当該休職が(イ)及び(ロ)以外の心身の故障によるものである場合は、休職の期間が満1年に達するまでは、その基本給等のそれぞれ100分の80を支給する。 |
| (2) 刑事事件に関し起訴された場合 | その休職の期間中,基本給,扶養手当,異動保障手当,広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。 |
| (3) 職務に関連があると認められる 学術に関する研究又は指導に従事 する場合 | その休職の期間中,基本給等のそれぞれ100分の 70以内を支給する。 |
| (4) 共同して行う研究、又は国の委託を受けて行われる研究に従事する場合 | |
| (5) 研究成果活用企業の役員(監査 役を除く)、顧問又は評議員の職 を兼ねる場合において、大学の職 務に従事することができないとき。 | 支給しない。 |
| (6) 国際機関, 外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合 | その休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の70(ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額等派遣先機関の特殊事情によっては、100分の100以内を支給する又は給与を支給しないことができる。)を支給する。 |
| (7) 水難,火災その他の災害により, 生死不明又は所在不明となった場 合 | その休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の70以内(業務上の災害又は労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給する。 |
| (8) 労働組合の業務に専従する場合 | 支給しない。 |
| (9) その他特別の事情があり,学長 が休職を相当と認める場合 | その休職の期間のうち学長が定める期間中,学 長が定める給与を支給する。 |

(育児休業者等の給与)

- 第10条 国立大学法人秋田大学職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業規程」という。)の規定による育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務をしている年俸制適用職員についての基本給及び業績給は、その者の基本給及び業績給に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた国立大学法人秋田大学職員勤務時間等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務をしている年俸制適用職員についての職員給与規程第39条の規定の準用については、当該職員が、所定の勤務時間を超

えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(介護休業者等の給与)

- 第11条 国立大学法人秋田大学職員の介護休業等に関する規程(以下「介護休業規程」という。)の規定による介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 介護休業規程第16条に規定する介護部分休業により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第5条の規定により読み替えられた職員給与規程第8条に規定する 勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当)

第12条 年俸制適用職員の退職手当については、国立大学法人秋田大学職員退職手当規程 (平成16年4月1日規則第67号)に準じて支給する。この場合において、同規程の「本 給月額」とあるのは「基本給」と読み替えるものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第13条 特別の事情によりこの規程により難い場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、年俸制適用職員の給与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において改正前の第6条の規定により年俸の額が定められていた職員にあっては、引き続き附則別表第1に定める年俸の額とする。
- 3 この規程の施行日の前日において改正前の第7条の規定により業績年俸を定められていた職員にあっては、引き続き年俸制適用職員としての業績評価の結果に応じて決定される評価区分により、附則別表第2に定める評価割合を附則別表第1に定める業績年俸(標準額)に乗じて得た額に相当する額を業績年俸(標準額)に加算して支給する。

附則

この規程は、令和4年3月2日から施行し、令和3年6月29日から適用する。

附則別表第1

年俸制適用職員年俸表

| 職種 | 年俸 | 基本年俸 | 業績年俸 (標準額) | 基本給 | 業績給 (標準額) |
|-----|-------------|-------------|---------------|----------|--------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 教 授 | 8, 928, 000 | 6, 249, 600 | 2, 678, 400 | 520, 800 | 223, 200 |
| 准教授 | 7, 516, 800 | 5, 262, 000 | 2, 254, 800 | 438, 500 | 187, 900 |
| 講師 | 6, 735, 600 | 4, 714, 800 | 2, 020, 800 | 392, 900 | 168, 400 |
| 助教 | 5, 473, 200 | 3, 831, 600 | 1, 641, 600 | 319, 300 | 136, 800 |

附則別表第2

評価区分割合表

| 評価区分 | S | Α | В | С | D |
|------|-------|-----|-----|-----|-----------|
| 評価割合 | 30%以上 | 15% | 10% | 0 % | - 1 0 %以上 |